

東日本大震災により被災した者に対する
入学検定料の特別措置制度について

学校法人東北文化学園大学が設置する東北文化学園大学では、東日本大震災で被災し、経済的に修学が困難となった受験生に対して、申請に基づき、被災区分に応じて平成30年度の入学検定料を免除する特別措置制度を実施いたします。

記

1. 被災区分及び特別措置内容

次の被災区分に該当する場合は、入学検定料の全額を免除するものです。

- ① 東日本大震災により主たる家計支持者が死亡又は行方不明の者
- ② 主たる家計支持者が大震災時に所有し、住居としている家屋（持家）が大震災により全壊した者
- ③ 主たる家計支持者の居住する住居（借家）が大震災による津波で流失（全壊）した者
- ④ 東日本大震災時、福島原子力発電所の事故に伴い政府指定の区域「帰還困難区域」「居住制限区域」「避難指示解除準備区域」に主たる家計支持者の住居（持家又は借家）があり、居住していた者（政府指定の区域は、平成29年4月1日時点）

※ 「家計支持者」とは、学生の保護者で家計を支える者のことをいう。

※ 上記②及び③の住居については、学生の父母に加えて同居する祖父母が所有又は賃借する住居を含む。ただし、家計支持者の名義の持家または借家でも、家計支持者と同居していない方は上記の要件の対象となりません。

2. 申請方法

特別措置制度を希望する方は、原則として出願時に申請書等を提出してください。

ただし、やむを得ない理由がある場合は、出願する入学試験区分の入学手続期間最終日までに申請書等を提出してください。

なお、書類不備の場合は、申請書を受理しない場合がありますので、ご注意ください。

- 【必要書類】
- ① 平成30年度特別措置制度申請書
 - ② 被災状況に応じた証明書等

▼被災状況を証明する書類

被災状況	提出書類
主たる家計支持者が死亡または行方不明の方	<u>次のいずれかの書類を提出</u> ・死亡診断書または検死検案書等の写し ・戸籍抄本の写し（震災により死亡した旨が記載されたもの） ・震災により行方不明となっている旨を証明する書類 ・学生との続柄がわかる書類

住居が全壊した方 (津波による流出含む)	次のすべての書類を提出 ・ 罹災証明書の写し (公的機関が発行し、住居の被害状況が証明できるもの) ・ 住民票の原本 (世帯者すべての続柄等が記載されているもので6ヶ月以内)
原発避難している方	・ 被災証明書 または 罹災証明書の写し (公的機関が発行し、避難指定区域居住者であることが証明できるもの)

【提出書類に関する注意事項】

- ① 原則として提出した書類は返却いたしませんのでご注意ください。
- ② 審査期間中に、書類の追加提出を求められることがあります。その場合には指定された書類を必ず提出してください。

3. 審査方法

入学検定料の審査は、提出書類に基づき選考委員会において行います。

4. 注意事項

- (1) 申請内容で不明な点や提出書類について電話等で事情を確認することがありますので、本法人からの電話に対応してください。
- (2) 申請に伴う提出書類に不正等が確認された場合は、特別措置制度の決定を取消し、免除した入学検定料を納入していただきますので、ご注意ください。

5. その他

- (1) 出願時に申請書等を出願用封筒に入れて提出した場合は、入学検定料の納付は必要ありません。なお、入学願書提出後に本特別措置に申請した場合は入学検定料を返金しません。(申請受付期間：出願する入学試験区分の入学手続期間最終日までといたします。)
- (2) 大学入試センター試験利用入試（前期・後期）の出願者のうち、一般選抜試験（前期日程・後期日程）と同時に出願される場合は、一般選抜試験（前期日程・後期日程）の出願用封筒にのみ申請書類一式を同封してください。
なお、その場合は、大学入試センター試験利用入試（前期・後期）の志願書の裏面に「特別措置制度申請」と朱書きしてください。

- (3) ご不明な点等に関して質問・相談がある場合は、お問合せください。

大学事務局入試事務室入試課 TEL 022-233-3374

以上